## 沖縄公庫の住宅資金の取扱いについて

沖縄公庫は、沖縄振興開発金融公庫法施行令の改正(令和3年11月1日施行)に伴い、住宅資金の取扱いを以下のとおり改正しましたのでお知らせいたします。

沖縄公庫は、今後もお客様からのご相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かに対応いたします。

## <主な改正内容>

融資制度	改正概要	改正後の取扱い	(参考)改正前の取扱い
災害復興住宅資金	ご融資の対象者及び対 象となる災害を撤廃	改正前の要件を撤廃し、地 方自治体から住宅の「り災 証明書」が発行されていれ ばご融資が可能	<ul><li>・災害発生当時、その家屋に居住していた方等に限定</li><li>・災害救助法施行令に規定する災害等に限定</li></ul>
地すべり等関連住 宅資金	ご融資の使途に「購入」 を追加	地すべり等関連住宅の「移転」、「建設」に加え、「購入 (中古物件含む)」を追加	地すべり等関連住宅の 「移転」及び「建設」のみ
賃貸住宅資金	ご融資の対象に、一定 要件を満たした非賃貸住 宅部分を含む賃貸住宅 の建設を追加	建設する賃貸住宅に非賃貸 住宅部分がある場合でも、 一定の面積要件等を満たせ ばご融資が可能	非賃貸住宅部分(店舗等) がある場合当該部分は融 資対象外
住宅改良資金	区分所有に係る建築物 の共有部分改良の面積 要件を撤廃	非住宅部分の面積に関わら ずご融資が可能	非住宅部分の面積が全体 の1/4を超える場合は、非 住宅部分の工事費は融資 対象外
都市居住再生資金 (マンション建替)	ご融資の対象となる建築 物の住宅部分の面積要 件を緩和	ご融資の対象となる建築物 の住宅部分の面積要件を 全体の 1/4 に緩和	ご融資の対象となる建築 物の住宅部分の面積要件 は全体の 1/2

※改正の具体的な内容については、融資第三部住宅融資班にお問い合わせ下さい。

【内容に関するお問い合わせ先】

融資第三部住宅融資班 Tel 098 (941) 1850 業務統括部業務企画課 Tel 098 (941) 1740

